

「徳島県国民保護計画」変更の概要

1 計画の位置づけ

- (1) 武力攻撃等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小にするため、「住民の避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」など、県及び関係機関が行う国民を保護するための措置を取りまとめた計画
- (2) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、徳島県における国民保護を総合的に推進するため、法令等に基づき、平成18年3月に作成（令和7年2月に最終変更）

2 変更の趣旨

- (1) 「国民の保護に関する基本指針（以下、基本指針という。）」の変更（令和8年3月）を踏まえ、内容を反映
- (2) 県の組織改編等を反映

3 主な変更内容

- (1) 基本指針の変更を踏まえた変更
 - 「救援」の実施項目に「福祉サービスの提供」を追記
 - ・ 避難生活において配慮を必要とする高齢者や障がい者等に関する情報の把握、相談対応、避難生活上の支援
 - ・ 福祉避難所の設置
 - ・ 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請
 - 「保健医療福祉活動の総合調整」を行うための体制整備を追記
 - ・ 保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整
 - ・ 保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析
- (2) 県の組織改編に伴う変更
- (3) 統計数値の時点修正
 - 令和7年国勢調査結果を踏まえた修正
 - 気候及び降水量の修正

4 計画変更に向けたスケジュール（予定）

令和8年6月 国民保護協議会書面開催
8月 内閣総理大臣協議
9月 変更案の閣議決定